

景観条例について

1 概要

(1) 景観条例は、景観法(平成16年法律第110号)に基づき、各自治体が策定。

<景観法の目的>

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 景観条例の主な内容

目的	快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資する。 優れた都市景観の創造及び保全並びに景観法の施行に関する必要な事項を定める。 都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある市民生活を実現する。
主な内容	市の責務、市民の責務、事業者の責務。 景観法に基づく景観計画の策定。 景観重要構造物、景観重要樹木等の指定。 景観づくり市民団体の認定、景観審議会の設置等。
届出等が必要な行為	建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更。 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為。 (建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更) 広告物の表示、移転、内容の変更等。

2 上田市景観条例抜粋(長野県上田市)

目的	第1条 この条例は、良好な景観の形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の特性を生かした美しく魅力あるまちづくりに資することを目的とする。
届出を要する行為等	第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為(以下この条において「対象行為」という。)は、次に掲げる行為とする。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 木竹の伐採 (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

3 鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例抜粋(北海道鶴居村)

※ 景観法に基づく景観条例については、「未来へつなげる景観むらづくり条例」として策定

目的	第1条 この条例は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するためには、鶴居村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、住民の生活環境等についての適正な配慮に関する基本的な事項を定め、これに基づく施策を推進し、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とする。
抑制区域	第7条 村長は、次に掲げる区域のうち必要があると認めるものを、太陽光発電事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。 (1) 村を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保つ必要がある区域 (2) 豊かな自然環境を維持することが、地域における貴重な資源として認められる区域 (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域 (4) その他太陽光発電事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域 2 村長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。 3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

4 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例抜粋(高知県)

目的	第1条 この条例は、四万十川の保全及び流域の振興について、基本理念を定め、並びに県、流域市町、事業者、県民及び旅行者等の役割を明らかにするとともに、四万十川の保全及び流域の振興に関する方策を定め、流域において、多様な生態系及び景観の保全を基礎とした生活、文化及び歴史の豊かさの確保並びに持続的な発展を目指した振興を図り、もって四万十川を県民・国民共有の財産として、後世に引き継ぐことを目的とする。
----	--

重点地域及び許可の対象行為

重点地域 (条例第11条)

- ①清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）
- ②景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）
- ③人と自然の共生モデル地区（共生モデル地区）
- ④原生林保全地区

重点地域内で行う行為によっては・・・  知事の許可が必要となります。

許可の 対象行為 (条例第13、14、16条)

- ①鉱物掘採、土石採取
- ②土地の形状変更
- ③建築物、工作物の建築等
- ④建築物の外観の模様替え
- ⑤建築物、工作物の色彩の変更
- ⑥天然林の伐採（保安林の施業上のものを除く）
- ⑦立木の伐採（保安林の施業上のものを除く）
- ⑧針葉樹の植樹（保安林の施業上のものを除く）
- ⑨看板、広告板等の設置
- ⑩屋外における土石、廃棄物等の集積、貯蔵

出典:重点地域における許可制度の手引(令和3年4月 高知県)

(https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jyutenchiki/file_contents/file_2021916415275_1.pdf)